

仕様書

1 業務名

令和8年度ボートレース下関地域振興クーポンキャンペーン実施業務

2 目的

ボートレース事業への理解と認知度を高め、社会貢献の実現と地域経済の活性化を目指すことを目的とするもの。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 業務場所

ボートレース下関（山口県下関市長府松小田東町1番1号）

5 提案上限額

66,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとする。

6 業務内容

次のとおりキャンペーン等を実施すること。

(1) 電子割引クーポンキャンペーン

ア ボートレース下関公式LINEアカウント（以下「公式アカウント」という。）において、公式アカウントに友達登録している者（以下「ユーザー」という。）に地域振興クーポンキャンペーン参加店（以下「参加店」という。）で利用できる電子割引クーポンを配布すること。

（ア）電子割引クーポンはスタンプラリーのウェブ上で表示する電子クーポンとすること。

（イ）同一ユーザーにおける電子割引クーポンの使用可能回数は、1店舗につき1回限りとする。ただし、異なる店舗での複数使用は可能とすること。

イ 電子割引クーポンの券種及び設定は次のとおりとすること。

（ア）券種

- a 1,000円（税込）以上の購入で300円割引
- b 2,000円（税込）以上の購入で600円割引
- c 3,000円（税込）以上の購入で900円割引

（イ）設定

参加店舗毎にいずれかの券種を設定することとする。

ウ 配布する電子割引クーポンの上限額

配布する電子割引クーポンの総額は、概ね25,000,000円を上限とする。

エ 電子割引クーポン使用期間

令和8年9月1日から令和8年11月30日まで

オ 電子割引クーポンの利用について

電子割引クーポンは、加盟店での指定の金額以上の商品又はサービス等を購入した者に対し、券面額を割引することができるものとすること。

カ 参加店との電子割引クーポン割引額の精算について

参加店が商品又はサービス等について電子割引クーポン使用による割引を行ったときは、受託者が参加店より割引額に係る請求を受け付け、請求内容を精査した上で、参加店へ精算すること。

(ア) 参加店からの請求は随時受け付けること。

(イ) 参加店の支払いは月に1回以上行うこと。

(ウ) 全参加店からの請求について、令和8年12月31日までに受け付けを終わらせること。

キ 受託者が負担した電子割引クーポンの精算について

受託者が参加店からの請求により負担した電子割引クーポンの割引相当額については、業務完了後、精算報告書及び負担した電子割引クーポンの件数及び金額が分かるものを添付し下関市へ請求すること。

(ア) 電子割引クーポンに関する受託者の負担金額は、配布する電子割引クーポンの上限額を見込むが、使用期間内の電子割引クーポン適用割引総額が上限額に満たない場合には、電子割引クーポン適用割引総額のみ下関市に請求することができるものとする。

ク 電子割引クーポンキャンペーンの不正利用防止について

電子割引クーポンの複製、複数回利用等の不正利用を防止する措置を講じること。

(2) スタンプラリーキャンペーン

ア スタンプラリーのウェブ上で、スタンプカードを制作のうえキャンペーン参加者（以下「参加者」という。）に配布し、BOATRACE地域振興クーポン券（以下「地域振興クーポン」という。）が当たるスタンプラリーを開催する。

(ア) 参加者が参加店で電子割引クーポンを利用して商品又はサービス等を購入する度、スタンプを1個獲得できるものとする。

(イ) 同一参加者は参加店1店舗につき1回限りスタンプを獲得できるものとする。

イ スタンプ獲得特典

(ア) 参加者がスタンプ1個を獲得する度、地域振興クーポンが当たる抽選をスタンプラリーのウェブ上で行うこと。当選確率は下関市が設定する。当選した参加者に対しては地域振興クーポンの引換券及びボートレース下関本場入場無料のクーポンを配布すること。

(イ) 参加者がスタンプ8個を獲得した際、地域振興クーポンの引換券及びボートレース下関本場入場無料のクーポンを配布すること。

(ウ) ボートレース下関本場入場無料のクーポンを利用してボートレース下関本

場に入場する者の入場料100円（以下「入場料」という。）については、受託者が負担する。

ウ スタンプ8個獲得後の地域振興クーポン受取り時に地域振興クーポンがもう1枚当たる抽選

（ア）景品は地域振興クーポン1枚とする。

（イ）抽選の実施期間は、令和8年9月13日から令和8年12月13日までとする。

エ スタンプラリーキャンペーンに係る地域振興クーポンの受取り

（ア）受取り場所はボートレース下関中央スタンド風除室とする。（ミッドナイトボートレースを除く開催日のみ対応）

（イ）受取り期間は令和8年9月13日から令和8年12月13日までとする。

なお、期日までに景品を受取りに来なかった者は、権利を放棄したものとする。

（3）参加店への説明及び勧誘活動

キャンペーンの内容及び開催期間について、昨年度までの全参加店に対して事前に説明を行い、キャンペーンへの参加を促すとともに内容の浸透を図ること。また、新規でキャンペーンに参加を希望する店舗を開拓し、勧誘活動を行うこと。なお、参加店に変更があった場合は、隨時、キャンペーンを運用するシステムに反映すること。

（4）ガラポン抽選会

ボートレース下関の未確定舟券（1,000円以上）を有する者を対象に地域振興クーポンが当たるガラポン抽選会を開催すること。

ア 開催期間

令和8年12月19日から令和8年12月25日まで

ガラポン抽選会の景品を全て配布し終わった場合は、開催期間に関わらず、ガラポン抽選会を終了することとする。

イ 開催場所

ボートレース下関中央スタンド風除室とする。

（5）キャンペーン促進ツールの制作及び広告

ア キャンペーン案内ポスターを制作すること。

イ キャンペーン案内チラシを制作すること。

ウ 店舗用三角POPを制作すること。

エ 連絡調整用封筒を制作すること。

オ SNS、YDA等を活用した広告活動を行うこと。

カ 参加店の一覧表を作成し、下関市へ提出すること。また、参加店の変更に合わせて隨時データを更新し、下関市へ提出すること。

5 地域振興クーポンの対応について

下関市と一般財団法人BOATRACE振興会（以下「振興会」という。）が発行する地域振興クーポンについて、以下のとおり対応すること。

（1）地域振興クーポンの発行

下関市は券面1,000円のものを15,000枚発行し、景品として配布する。

（2）地域振興クーポンの利用について

各種抽選会で配布する地域振興クーポンは、参加店の商品又はサービス等との引き換えにおいて、券面どおりの額で利用できるものとする。地域振興クーポンの利用期間は、令和8年9月13日から令和8年12月31日までとする。

ア 地域振興クーポンの利用者が参加店での商品又はサービス等の額が利用する地域振興クーポンの券面に満たない場合、お釣りは出さないものとする。

イ 現金との引き換えはできないものとする。

ウ 売買・譲渡等が確認できた地域振興クーポンは無効とする。

（3）参加店との地域振興クーポンの精算について

受託者は、参加店が地域振興クーポンで商品又はサービス等を引き換えたときは、受託者が参加店より請求を受け付け、参加店への精算を行うこと。

ア 参加店からの請求は随時受け付けること。

イ 参加店への支払いは月に1回以上行うこと。

ウ 参加店と連絡調整を行い、地域振興クーポンの利用状況を把握すること。

エ 全参加店からの請求について、令和9年1月15日までに受け付けを終わらせること。

（4）受託者が負担した地域振興クーポンの精算について

受託者が参加店からの請求により負担した地域振興クーポンの券面相当額については、振興会と下関市がそれぞれ当該負担額を2分の1の割合で支払うものとするが、振興会負担額の上限は500万円とする。当該上限額を超える負担額については下関市が負担するものとし、受託者はそれに請求するものとする。

ア 振興会への請求については、振興会により定められた方法により、令和9年1月31日までに行うこと。

イ 下関市への請求については、業務完了後、精算報告書及び負担した地域振興クーポンの枚数及び金額が分かるものを請求書とともに下関市へ提出すること。

ウ 地域振興クーポンに関する受託者の負担金額は、下関市が発行する地域振興クーポンの全枚数分の券面相当額を見込むが、使用されなかった地域振興クーポンが生じた場合には、その券面相当額を除いた額を下関市に請求することができるものとする。

6 その他

本業務を実施する上で必要となる入場料及び参加店との郵便物に係る通信運搬費、電子割引クーポンの参加店との精算に伴う口座振込手数料については、実費相当額のみを下関市に請求できるものとする。

（1）受託者が負担する入場料については、5,000人分を見込むものとする。

（2）参加店との郵便物に係る通信運搬費については、レターパックプラスを500店舗宛てに5回分を見込むものとする。

（3）電子割引クーポンの参加店との精算に伴う口座振込手数料については、1回770円を500店舗に5回分を見込むものとする。

7 注意事項

- （1）各業務の詳細は、下関市と協議のうえ、決定すること。
- （2）本仕様書は委託業務の大要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項または業務上疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議するものとする。
- （3）本業務等に必要な機材及び消耗品等は、受託者にて準備すること。ただし、下関市が認めるものについては、使用することができる。
- （4）本業務の実施に関し、著作権の発生するものは受託者が責任をもって処理すること。